

厚生文教常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和4年9月20日（火）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和4年9月20日（火）午後0時31分
- 3 会議場所 熊山支所大会議室
- 4 出席委員
1 番 牛尾 直人君 4 番 永徳 省二君 5 番 大森 進次君
8 番 光成 良充君 12 番 原田 素代君 15 番 福木 京子君
- 5 欠席委員
な し
- 6 紹介議員
2 番 鼻岡 美保君
- 7 説明のために出席した者
市 長 友實 武則君 副 市 長 前田 正之君
教 育 長 土井原康文君 市民生活部長 杉原 洋二君
教 育 次 長 有馬 唯常君 市民課長兼協働推進課長 稲生真由美君
環 境 課 長 安藤 伸一君 社会福祉課長 原田 光治君
子育て支援課長 和田美紀子君 健康増進課長 石原万輝子君
介護保険課副参事 和気 幸恵君 介護保険課主幹 井本 接男君
教育総務課長 金島 正樹君 学校教育課長 森本 治君
社会教育課長 西崎 雅彦君 中央公民館長 馬場 弘祥君
- 8 事務局職員出席者
議会事務局長 土井 常男君 主 査 細川 伸也君
- 9 審査又は調査事件について
 - 1) 請願第3号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める請願
 - 2) 請願第4号 精神保健医療福祉の改善に関する請願
 - 3) その他
 - ・令和4年度事業の補正について
 - ・事業の進捗状況について
 - ・その他

午前10時0分 開会

○委員長（光成良充君） 皆さん、おはようございます。

では、ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、換気のために会議室の出入口は開けたままで行いますので、よろしく申し上げます。また、支所長には出席を求めておりません。会議の時間短縮に努めるよう、執行部の説明及び委員の質疑は簡潔明瞭をお願いいたします。

谷名保健福祉部長が所用のため欠席をされておりますので、説明員として介護保険課から和気副参事と井本主幹に出席をいただいております。

それでは、まず初めに友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

本日は、厚生文教常任委員会を皆様御多忙の中、お開きいただきまして誠にありがとうございます。

本日の議題でございますけども、9月の定例市議会に提出されております請願2件、そしてその他の項として令和4年度の事業の補正、あるいは事業の進捗状況等についての説明をさせていただきます。

この時間をお借りして2件、御報告をさせていただきます。

1件目は、台風14号に関する報告でございます。

昨日未明より、赤磐市のほうでは本部を設置し、職員を招集いたしまして、被害報告等を受け、場合によっては避難を呼びかけるという準備を整えておりました。しかしながら、風は依然として強く吹いておりましたが、降雨のほうはさほど大きな降雨でなかったということで、避難を呼びかけるという事態には及びませんでした。被害としては、風の影響で道路に竹が倒れかかって、通行に支障となるというようなことが複数件寄せられ、道路管理者である岡山県及び赤磐市のほうで撤去作業を行ったというようなことが散見されております。そのように被害としては小規模なものばかりでしたが、皆様の御協力のおかげで、こういった微小な被害で済んだと喜んでおります。今後も台風シーズン真っただ中でございます。いつ何どき被害を予測されるような雨等があるかも分かりません。準備に予断を許さないというふうに思っております。

もう一点ですけども、既に議会事務局を通してお知らせしております。改めて私から委員の皆様へ御報告をさせていただきます。

皆様御承知のとおり、当市が検察審査会に申立てを行ってございました件でございますが、令和4年9月12日、検察審査会から本件不起訴処分は不当であると議決した旨の通知を受け取ったものでございます。この結果は、当市の主張が認められたものであり、今後につきましては

検察にその判断を委ねたいと考えております。9月12日以降、新たな情報、問合せが検察のほうからあったわけではございませんけども、今後の捜査等、協力をしていきたいと、そう思っております。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、請願第3号医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める請願及び請願第4号精神保健医療福祉の改善に関する請願の2件であります。

それではまず、請願第3号医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める請願を議題とし、審査をいたします。

この請願の紹介議員から説明を求めるかどうか諮りたいと思います。

説明を求めることに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立多数です。よって、紹介議員から説明を聞くことに決定いたしました。

それでは、請願の紹介議員である福木議員より説明を求めます。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木議員。

○副委員長（福木京子君） 紹介議員の福木でございます。

委員長の許可を得て、添付資料を早めにお届けをさせていただいております。それは今日持ってきていただいておりますでしょうか。なかったら、まだちょっとありますので、言っていただければと思いますが。よろしいですね。

そしたら、それもちょうど使って説明させていただきたいと思います。

請願の趣旨、これは書いておりますように、一部説明しますが、コロナの感染から2年以上が過ぎて、医療提供体制や保健衛生行政の強化と国民生活への支援、補償、これはまさに喫緊の課題であります。本当にこの2年半、大変な状況でお仕事をしてくださっております。感染が拡大し、医療崩壊が現実となった背景には、効率優先の医療提供体制の再編、縮小や医療従事者の抑制政策、感染症対策の要となる保健所を減らしてきた日本の医療・社会保障政策の誤りがあり、そのことが医療現場に多大な混乱と苦難をもたらし、国民の命を危うくしております。そして、政府のほうはこれらの労働者の方たちのために賃金の改善、これをするということを政府は言っておりますけれども、やはり政府が言ってるように、なかなか賃金が上がらないということが明らかになってきております。

それで、この請願は岡山県の医療労働組合連合会から出されておりますが、ここが政府に対

して、この団体としても常に医療労働者、こういう職場で働く人たちの大幅賃上げを求める運動はずっとされてきております。そして、なかなか政府がそれに見合うようなことをしないということで請願を出されていると思います。

それで、請願項目が1、2、3とあります。

1番、2番、3番をちょっと説明させていただきます。

請願項目の1は、医療・介護・保育・福祉などの現場で働く全ての労働者を対象とした賃上げ補助を、全額国庫負担で事業所や施設に対する支援を行うこと。2、介護・保育・福祉などの現場で働く労働者の所定内賃金を、全産業平均の水準になるよう対策を講じること。3、医療の現場で働く労働者の賃金については、OECD平均以上の水準になるよう対策を講じること。この3つであります。

そして、項目の1番ですが、添付資料に割と詳しい資料が出されているので、目を通していただいているとは思いますが。

それで、2番目のところの項目なんですが、2番目の添付資料を見ますと、やはり介護や保育の賃金水準、これが全産業に比べたら、介護職ではマイナス6万7,000円とか、保育士ではマイナス6万3,400円とか、こういうふうに他産業の賃金と比べて相当低い状況になってるんですよね。やはり今回のコロナの中で本当に切実な、大切な分野であります。その専門性にふさわしい賃金にすべきだと思うんですね。政府も言及してるわけですから、やはり政府が言うようにちゃんとそれは賃金を上げていただきたいということでもあります。

それから、3番目なんですが、これも添付資料でありますとおり、OECD、これの資料があるんです。こういう賃上げというのは、なかなか専門的になりますけれども、OECDの34か国、これは換算をして、そろえた状況の中で、やはり平均よりは約100万円ほど日本円にして低いというような状況があるということですね。そういう資料が添付されております。

それから、看護職員等の処遇改善事業の補助金の申請状況なんかもありますが、これが100%いってない状況もあるんですね。岡山県は80%未満というような状況の資料があります。本当は全部この申請をされるべきとは思いますが、今回の処遇改善の対象というのが、就労してる看護職員全体の3分の1しか当たらないわけです。今回の対象医療機関以外の職場でも、看護職員はコロナ患者対応、一般医療・在宅看護・介護・福祉の各領域で最善を尽くしてくださっていると思います。やはり総体としてコロナ医療を支えてこれらとるわけですから、そういうところにもきちっと処遇改善をすべきであると思います。そういうことを書いていると思います。

それで、やはり申請率というのが本当に低いというのが多分疑問に思われると思うんですが、これは看護師だけということで、何か4割ぐらいの対象しかないということなんです、ちょっとその辺が分かりませんが。だから、医療や介護事業所、病院を支えているのは全部、総体的な関連の職員の人たちが支えているのに、看護師さんだけが対象ということでは、そ

の病院自体が、看護師だけということにもならない。それに見合うような処遇改善をするようになるというようなこと、そして今年の10月からどうなるかということもまだはっきりとしていないというようなことも含めて、申請が100%になってないというふうなことを聞いております。

そういうことで、この請願項目1、2、3ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（光成良充君） それでは、ただいまの説明に対して質疑のある方は御発言をお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） ないようですので、これで質疑を終わります。

それでは次に、委員の皆様方の御意見を伺いたいと思ひます。

それでは、順番にお願ひしたいと思ひますが。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） この内容は、一見すると非常にいい内容に思えるんですが、特に請願項目の1に対して、これエッセンシャルワーカーの中でも医療・介護・保育・福祉だけに絞って、その労働者だけに賃金補助を税金で賄うという内容になってます。エッセンシャルワーカーには、ほかに運輸や物流、それから小売業やバス、タクシー等の公共事業に従事する方々もいらっしゃいます。医療・介護・保育・福祉のみに絞って、そこに賃金補助を税金ですというのは、非常に片落ちで不公平な内容になってます。憲法で定める法の下での平等に反するため、反対いたします。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） まず、1点目ですけど、ついこの間、非常に悲惨な、保育園の通園バスによって子供が管理されないまま5時間にわたって熱中症で死亡する。実は、これは大変あちこちであったヒヤリ・ハットという事故の一つの事例だと。過去にもありましたし、死には至らないけれども見落とされて、大変深刻な事故が多かった。最近、いろいろなデータやら識者の話によれば、やはり現場の保育士の数の問題が一番大きいのではないかと。特に地方都市にとっては、賃金がいい首都圏のほうにみんな出ていかれることも多いのではないかと。特に市長なんか、身にしみて感じていらっしゃると思ひますが、赤磐市も保育士不足で非常に苦勞されてる。やっぱりまずベースの賃金の問題が語られなければ、本当の解決には至らないのだろうと。1日9,000円という、実際昨年からありましたけれども、到底、他産業との比較を考えた場合、追いつかない。今、説明された福木議員からも、有資格者、保育士とか、看護師とか、そういう人たちだけでなく、トータルでその事業を支えてる働く人たちに対する支援という、補助というか、賃金をちゃんとベースで上げるということは大変重要なことだと思うんで

すね。私たちの暮らしの命を預かっている人たちで、それでそういう産業が他産業と比べて、運輸や流通と比べてそれだけの差が出てるといふ、この実態をきちっと私たちは見るべきだと思うんですね。だからぜひ、ちょうどタイミングも重要な時期だと思いますし、全ての医療・介護・保育・福祉等の人たちが、ベース、給料が上がるという、安心して各地域で貢献していただけるっていう意味で大変重要な請願だと思っておりますので、賛成させていただきます。

○委員長（光成良充君） 牛尾委員。

○委員（牛尾直人君） 内容的には、十分理解ができます。ここだけの税金の支援というのも確かにどうなのかなというのがありますが、これが一つのきっかけということにもなるんじゃないかと思っておりますので、私は賛成をします。

○委員長（光成良充君） 大森委員。

○委員（大森進次君） 私は、今、福木議員の説明がありましたように、原田委員も言われたように、一つのきっかけとして物事を上げていかにやいけんと思っております。子供のことが、不幸なことがあったということも、あれも新聞に出たのは氷山の一角であります。そういったことを含めて保育のこともですけれども、資格者はいっぱいおるんですよね。それで、なぜ資格者が保育園についていけないか、やっぱり組織の問題もあろうかと思っております。いろんな諸問題がある。そういった面も含めて、いろんなことを総合的に今回の面で判断しますと、私は一歩前進という形で進めていけたらなということで、私は賛成をしたいなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 私、紹介させていただいたように、全面的にこれは賛成して、一生懸命労働組合員というんか、この2年半、もっとずっと働かれてる方たちのそういう条件をよくしない限り、患者になっても本当に大変です。安心して行けないということで、これは賛成でございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それでは次に、請願第4号精神保健医療福祉の改善に関する請願を議題とし、審査をいたします。

この請願の紹介議員から説明を求めるかどうか諮りたいと思っております。

説明を求めることに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立多数でございます。よって、紹介議員から説明を聞くことに決定いたしました。

それでは、紹介議員の鼻岡議員がこちらにいらっしゃいますので、そちらの席のほうへついていただいて、説明をお願いいたします。

○紹介議員（鼻岡美保君） それでは、説明の機会を与えていただきましてありがとうございます。

ました。

最初に、請願書類に訂正漏れの不備がありましたことをおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

それでは、岡山県医療労働組合執行委員長、西崎克江さんから提出されました精神保健医療福祉の改善に関する請願、この4項目の請願項目について、拙いことにはなるかと思いますが、説明いたします。

このカラーのリーフレットが皆様のところに届いているかと思うんですが、この開けたところに、呉秀三さんっていう方の言葉が最初に載っております。これは、「我が国十何万の精神病患者は実にこの病を受けたるの不幸のほか、この国に生まれたるの不幸を重ねるものというべし」というふうに述べられたそうなんですが、これが戦前の精神科医の方の言葉なんですけれども、精神障害者から社会を守るという、逆に守るという誤った視点での精神医療政策が、日本では今現在でも継続して続いております。欧米から50年後れていると書いてありますけれども、精神障害者への人権侵害が今も継続しており、その改善を求める意見書採択の請願となります。よろしく願いいたします。

日本の精神科病院の8割、精神病床の9割が民間経営となっております。1958年、今から64年前に精神科特例という厚生省事務次官通達を出し、民間の精神科病院建設を推進してきたからです。本来、精神科病院は手厚い体制が必要なため、一般病院より多くの人手が必要なのですが、診療報酬は一般病院の29.6%にとどまり、精神科医療の充実の妨げになっております。精神科病院での隔離、拘束が、このリーフの中を開けて右下のグラフにもありますように、どんどん増加しているんですね。これは、認知症患者や、急性期の患者さんが増加したことによるものだそうです。民間精神病院が採算ベースを維持するために、隔離室使用と身体拘束が横行しているのが現在の実態と述べられております。患者さんは、精神科医療への不信と恐怖心から、退院後の医療拒否の原因にもなっています。これが請願項目の1番の趣旨です。

2番目以下について説明します。

日本の精神科の患者さんは、同じページの左下のグラフにあるように、長期入院が常態化しています。500日以上とかという状態もあったようです。厚生労働省は2004年9月、入院中心から地域生活中心への改革ビジョンを公表しましたが、その後、十有余年の間、精神保健医療福祉の改善は進んでおりません。なぜなのかといいますと、精神疾患や認知症があっても地域で安心して生活できる支援体制の整備、これができていないからなんです。国が率先して行ってほしい、そのために精神科病院の専門家が地域の中で活躍できるような仕組みと経済的な保障を行ってほしいということが請願項目の2と3の趣旨です。

国へは、患者さんが入院医療から地域へと政策転換が完了するまで、民間の精神病院経営への財政的支援と働いている人への雇用の保障を同時に行うように求めます。入院隔離、身体拘束を実行していた介護者、職員さんの教育、研修を国が主導して進めなければ、改善は進みま

せん。

では、退院した患者さんが地域で安心して生活できるのか。しかし、入院患者さんの在宅移行のためには、そのための明確なビジョンをつくり、そこで働く人にそのビジョンを理解してもらって、そして実践してもらうことがどうしても必要となります。そこで働く人に、また患者さんの就労支援やアウトリーチなど、地域社会との密接な連携を取ることも必要と言われております。差別や偏見をなくすための啓発活動も大事です。そうはいつても、欧米の精神医療は公的病院が中心でしたので、精神医療政策を転換して地域ケアに移行するということが比較的容易でした。

日本はどうやって変えていくのか。その答えとして、最近のベルギーの動きなんですけれども、資料の、見にくい字なんですけど、100のところから線が出ているのがベルギーの状態なんですけれども、精神科病床の、日本と同じように85%が民間病院だそうなんです。日本同様に改革が進んでいなかったんですけども、病院改革を2010年から始めまして、その結果が現れています。民間の病院ですけれども、病床を多数廃止しました。しかし、5年間は廃止病棟で得ていた収入を国が補償し、医師や看護師など、急性期と慢性期の医療訪問チームを立ち上げました。病院ごとに責任エリアを割り振って、その地域の精神医療に責任を持って対応することにしました。この方向が当事者や家族が望む精神医療の姿と言えるのではないのでしょうか。

ベルギーの推移をよく見ていただきたいと思います。これで、日本特有の、改善できないのではないかって言われていた問題の解決の道筋が、ベルギーの動きを見て、見えてきて、この請願となったわけです。

私自身、精神科医療の実態をよく分からないまま紹介議員になったのですが、今、新型コロナウイルスの感染症拡大による生活苦を引き金にして、精神疾患を引き起こす方も多いと聞きしております。これがメンタルヘルス対策を講じてほしいという請願項目の4の趣旨となります。

赤磐市議会厚生文教常任委員会の委員の皆さんにおいても、この1から4までの請願趣旨を御理解くださり、国に意見書を提出してくださるようお願い申し上げます。あわせて、赤磐市の福祉サービスについて、精神障害者の方と他の障害者の方の間で格差が生じていないか、御検討くださるようお願いいたします。誰もが安心して暮らせる赤磐市を共に進めてまいりたいと考えております。どうかよろしくようお願いいたします。

以上です。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それでは、請願の紹介議員のほうに対して御意見ございますか。質疑を行いたいと思いたいが。

原田委員。

○委員（原田素代君） どうもありがとうございました。

今のお話の中でもあった、2004年9月に厚生労働省のほうが見直しをするということで、非常に期待を持って見てたんですけど、このプラン自身は、例えば何か期間の設定ですとか、ノルマに関しての基準とか、要するにこの期間にこれだけしないとペナルティーが来るとか、そういう2004年の法令ではなかったんでしょうか。

○委員長（光成良充君） よろしいですか、鼻岡議員。

○紹介議員（鼻岡美保君） この2010年の法令で、一定の前進は図られまして、精神障害で入院されてる方が外に出て、外に出てというか、就労しながら、就労をサポートする、そういうふうな取組をされている病院もあるのは私も知ってるんですけども、大多数の病院がやっぱりそれでは採算が取れないということで、踏み切らずに、そのまんまもう入院を継続させるということになって、ベルギーの場合のように財政的基盤がどうしても要るなというのが、この請願の趣旨なんですけども、それはもう国がやらなきゃいけないことなんで、法令はつくるけれども実質の支えがないというのが、2010年での問題だったと思います。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

牛尾委員、お願いします。

○委員（牛尾直人君） ありがとうございます。

ちょっとなかなか、この短時間で全てを理解し切れないんですが、現状は長期入院が主にやられていて、拘束、激しい障害の方になるんでしょうけど、拘束されとるような実態があって、そうではなくて、長期入院をしなくても家であるのか、そういうところに帰っても何らかの体制が整って、そういう表現が少し違うかもしれませんが、人間らしい生活をもっと送っていけるような体制を国が責任を持って整えろという、要約するとそういうニュアンスでよろしいんでしょうか。ちょっとこの短時間で理解というのが非常に難しいので、お願いします。

○委員長（光成良充君） 鼻岡議員

○紹介議員（鼻岡美保君） ありがとうございます。

女性は更年期によく鬱状態になりまして、私もちょっと鬱状態になったこともあります、50歳前ぐらいのときに。そのときに親しくしていた人が、国保料の滞納で家が差し押さえられるっていうのと、息子さんが派遣で働いてたのが、精神障害を引き起こして、家に連れて帰るというような、両方が重なって、激しい鬱状態になりまして入院したんですけども、それっきり私はもうその方とはお会いすることができなかつたんです。その後、私も鬱状態になりまして、これじゃ入院したら出られなくなるなあとあって、必死になっている漢方薬を使ったりして一応克服できたんですけども、女性の方とか、コロナのときだと特に、牛尾委員の答えになるかどうか分かりませんが、誰しもこういう危険ははらんでいるので、急性期は入院しても、すぐ実社会に帰ってこれるというようなシステムをつくるっていうのが大切じゃないかなというふうに思います。ちょっと牛尾委員の質問の回答にはなっていないかもしれませ

んけれども、よろしく願いいたします。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（牛尾直人君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、ないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、委員の皆様方の御意見をお伺いしたいと思います。

順次お願いしたいと思います。

永徳委員、お願いします。

○委員（永徳省二君） 内容的に、請願内容の2番、3番、4番に関しては同意できるんですが、請願項目の1番、精神科専門職の配置基準を引き上げるということで、これが現実的に可能なかどうか。いわゆる精神科のお医者さんが確保できるかどうかという問題もありますし、当然、確保できたと仮定すると費用がかさむということになりますので、精神科の病院経営が非常に立ち行かなくなる可能性もある。そういうふうになると、元も子もないというふうに思います。したがって、この1番に関して同意はできません。したがって、拙速に結論を出すのではなくて、継続審査にすべきというふうに思っております。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

続きまして、原田委員、お願いします。

○委員（原田素代君） 幾つか言いたいことはありますけど、1つは、これまず社会保障制度の充実になると思うんですよ。精神疾患の人たちという特定の枠で考えるのではなくて、さっき鼻岡議員もおっしゃったし、それから今認知症になる確率が大変高まっている。当然これは精神内科のほうからの医療の支援ですから、ここに、枠に入りますよね。ですから、私は単純に精神保健医療に関してというよりも、これは大きく社会保障制度として充実させないと、この中の恐らく3割ぐらいの人はなるんじゃないかと言われてる確率ですから、私も含めてですね。ですから、そういった場合のやっぱり医療体制、医療現場を支えるには何が必要かというのは、まさに一刻も早く議論されるべきだと思っております。

それから、この問題でたまたま知ったんですけど、いわゆる精神医療の先駆けとなる、非常に有名な医療施設の院長がインタビューにこう答えてたんです。僕たちは好きで長期医療をしてるんじゃないと。要するに、退院しなさい、退院しなさいって言っても、まず家族が入れといてください。家族がなぜ入れといてくださいと願うかっていったら、地域でその人が生活できる環境がないからですよ。昔でいったら、いわゆる畳の中で牢獄のようにして一生を終わるような、要するにたまたま自分が好きでなった病気ではないのに、社会がそういう排除をする。本当にこれは非常に深刻な人権侵害だと思っています。だから、1の、もちろんそういう専門職を国の基準としてどんどん高めていかなきゃいけないし、それからせつかく2010年に改

革プランを出してる以上、問題意識はあるんでしょうから、厚労省も。それを保障する財政的なベースをつくっていくっていうことも大事だろうというふうに思います。

国防費をさらに上げて、5兆円上げるとか言ってる今の政府ですから、それに比べればはした金だと思いますよ、この社会保障制度の充実の精神医療に対するお金なんて。そういう意味で、これは皆さん、自分事として思ったら、そこは本当によく分かると思うんです。大きな戦車を買われるよりも、この精神医療にたくさんのスタッフがいてくれたほうが自分事ですよ。そこの問題として考える必要があって、私はこの請願は大変重要だと思っています。賛成します。

○委員長（光成良充君） 続いて、牛尾委員、お願いしてよろしいですか。

○委員（牛尾直人君） 先ほど質問をさせてもらいまして、そういう理解でいいのかなということ、自分がぼけない保証もありませんし、精神的に病まないという保証もありません。そのときに残された家族が少しでも楽になるといいますか、そういうことを考えれば、継続審査ということで朝まで思っておりましたが、賛成をします。

○委員長（光成良充君） では続いて、大森委員、お願いいたします。

○委員（大森進次君） 私は、この意見についても一緒なんですけども、一般的に口には出して言えないのですよね、医療の関係っていうのは。認知症とかというのも、恥ずかしいから言わないとかというのもあったり、いろいろな精神的なもので、今、ちまたでもいっぱいおられると思うんです。ただ、風が悪いから言わんとか、そういった体制で医療ができてないっていうのが、今まで身を入れてもらえてなかったというのもあると思うんですよね。先ほど、ほかの委員も言われましたけど、2010年か、進捗を確認するようなこともできておるといようなこともありますし、拍車をかける意味で、こういった医療をもっと声を大きくして、なおかつ赤磐市としてもそういった問題があるということを注視されながら、医療の関係も重要視して、福祉を充実させていくというようなことも含めまして、私もこの意見には賛同をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

福木副委員長、お願いします。

○副委員長（福木京子君） 私もこのいろんな資料を見させていただいたり、説明でよく分かりました。それで、これまで精神障害の家族の方が熱心に行動もされて、これまでこういう関係で2回、全員一致で採択もされておりますし、今日いろいろ勉強できまして、本当に50年も後れる、こういう状況の中で、そして労働条件も一般の病棟とは少ない中で、本当によく頑張ってくださいとるなど。地域を見渡しても、そういう方が増えてるような状況です。それで、本当に苦勞されて生活されておられます。やはり国がちゃんと保障しないと、人権侵害やこうというのは物すごく起きておりますし、国がきちっとこれには責任を持つべきだと思います。

す。これは賛成いたします。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

皆さんから御意見をいただきました。

それでは、この請願に対して採決を行いたいと思います。

それでは、請願第3号医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める請願について採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立多数です。よって、請願第3号は採択することに決定をいたしました。

請願第3号は採択することに決定をいたしましたので、当委員会として定例会最終日に意見書を提出したいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

続いて、請願第4号精神保健医療福祉の改善に関する請願について、まずこれにつきましては継続審査を求める意見がありましたので、まず継続審査についてお諮りをいたします。

この請願第4号精神保健医療福祉の改善に関する請願について継続審査とすることに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立少数でございますので、継続審査としないことに決定をいたしました。

それでは、ここで請願第4号精神保健医療福祉の改善に関する請願について採択することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立多数です。よって、請願第4号は採択することに決定をいたしました。

請願第4号は採択することに決定をいたしましたので、当委員会として定例会最終日に意見書を提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査について、これを御確認お願いしたいと思います。

次第の裏面のほうに書いてございます。このお手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申出をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのように申出をいたします。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りをいたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任をしていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

それでは次に、その他のほうに入らせていただきます。

令和4年度事業の補正について、執行部の説明の後、質疑を行います。

なお、8月23日開催の議会全員協議会におきまして、予算常任委員会ではそれぞれの常任委員は所管部分に関しての質疑を原則行わないよう申し合わせておりますので、この委員会で十分に確認をしていただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、令和4年度事業の補正について、執行部より説明をお願いいたします。

○市民生活部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 杉原部長。

○市民生活部長（杉原洋二君） それでは、市民生活部の説明をさせていただきます。

お手元の資料のほうをお願いいたします。

令和4年度の事業の補正についてでございます。

市民生活部では、環境課の案件で予算書の4ページ、「第2表繰越明許費補正」が2件、また市民課の案件では、歳入といたしまして、予算説明書の2ページ、3ページ、16款2項1目総務費国庫補助金、次のページの22款5項4目雑入、それぞれ前年度の実績に伴う額の確定による補正が2件でございます。

なお、歳出についてはございません。

また、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計につきましては、本会議場での提案理由説明のとおり、補足説明はございません。

以上です。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

続きまして、保健福祉部、お願いいたします。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 保健福祉部関係、子育て支援課、健康増進課、介護保険課の関係でそれぞれ補正予算がございますけども、本会議場で御説明したとおりで、補足説明等はないのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それでは続きまして、教育委員会からお願ひいたします。

○教育次長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 有馬次長。

○教育次長（有馬唯常君） 令和4年度事業の補正についてでございます。

教育委員会に関係いたしますものは、予算書5ページ、「第3表債務負担行為補正」、こちらと予算説明資料4ページ、5ページに歳入、それから10ページ、11ページに歳出がございます。それぞれ補正概要のほうに記載しておりますとおりでございまして、補足説明はございません。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） 執行部のほうからの補足説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑につきましては予算説明資料を基に行っていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） ではまず、市民生活部関係の事業について質疑はございませんか。

市民生活部関係につきましては、先ほど杉原部長が言われました繰越明許費関係と、それから総務費にございます戸籍住民基本台帳費の辺が市民生活部関係になってきますが。

原田委員。

○委員（原田素代君） ちょっと質問が正しいか確認しながらですが、4ページの繰越明許ですが、いいんですね。

○委員長（光成良充君） 予算書4ページですね。

○委員（原田素代君） 市民生活部になるんですね、いいんですね。

○委員長（光成良充君） はい、大丈夫ですよ。

○委員（原田素代君） これ、両方とも清掃費の項になるんですけど、施設維持管理事業っていうのは、たしか部長が丁寧に、何年度にわたってこんな予定で、施設管理の大きな事業がありますっていうのをいただいたので分かるんですが、廃棄物収集事業のほうの700万円は、何で繰越しになったんですか。ちょっと説明をお願いします。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○環境課長（安藤伸一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 安藤課長。

○環境課長（安藤伸一君） 廃棄物収集事業につきましては、赤磐市環境センターの2トントラックの購入でございます。経年により交換が必要なため、当年度で予算計上しておりましたが、5月に入札を行っております。これが不調に終わりました、市場調査しましたところ、受注後13か月以上の納期がかかるということで、ここで補正をさせていただきます、発注をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員（原田素代君） はい、ありがとうございました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、ないようですので、次に保健福祉部関係の事業について質疑はございませんか。

保健福祉部は、3款の民生費です。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 民生費のところの児童福祉総務費、2点、私立保育園とこども園に対するコロナ対策補助金の内訳、これ「等」と書いてありますけど、こども園以外に何か入るんですか。それから、保育環境向上等事業というのは、これは何を指しているのか、この2つについてお尋ねします。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（和田美紀子君） はい。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） まず1つ目の、これは予算説明資料の7ページの児童福祉総務費、一般管理費、補正額1167万4000円のところの補正概要のところの1行目の保育園等の「等」の説明っていうことでよろしかったでしょうか。

○委員（原田素代君） はい。

○子育て支援課長（和田美紀子君） そちらは、保育園とこども園もございますので、そういったものも含めてです。私立保育園とこども園を含めて11園ございます。そちらへの補助金ということになります。

もう一つの保育環境向上等事業というのは、国庫補助金の名称がそのようになっておりますが、内容については、保育環境の修繕などが今回新しい事業として認められるようになりましたので、そのような内容で、例えばフローリングやカーペットの張り替えですとか、そういったものも対象になる事業ということになっております。繰り返しになりますが、保育環境向上等事業という国庫補助金の名称そのまま、そちらはなっております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 私が聞いたかったのは、「等」というのは、学童クラブも入ってるのかなってというのが1つ確認と、それから今、修繕とおっしゃったけど、修繕はその下に別に施設費で194万4,000円あるので、これが今おっしゃったフローリングをはじめとした修繕のことを指すのかなと思ったんですけど、またこれは別なんですか。ちょっとその辺、総務費と施設費とそれぞれ分かれていて、それぞれの明細をもう一回確認させてください。

○委員長（光成良充君） 答弁をお願いします。

和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） まず、コロナの補助金の放課後児童クラブですね、そちらの補助金は今回はこの予算の中には含まれておりません。別途、当初予算の補助金の中にある程度含んでいるという考えで、今回これが新たに県のほうから組みますということがありましたので、ここで補助金にしておりますが、同様の補助は対応しようとは考えておりますので、保育園と学童のほうに。補正は、すいません、県の動きに合わせて歳入が新たに増えましたので、補正予算としてここに上げております。

それから、施設整備というんですかね、修繕料のほうとの違いですが、一般管理費が私立保育園が行う修繕に対する補助金、その下にある、今修繕料142万の数字を言われたと思うんですが、こちらは公立保育園が直接修繕をする、修繕工事として行うものになっております。もう少し詳しく言いたいでしょうか。

○委員（原田素代君） そうですね。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 1つは、周匝保育園の職員と子供用のトイレを洋式化するのが92万円、それからベビーバスって、ゼロ歳児を受け入れるようになりまして、そちらの老朽化が激しいというのと、最新式のもので安全性を確保したいということもありますので、そのベビーバスの部分を修繕させていただくのが50万円、これを足して142万の修繕料を計上させていただいております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 11保育園ですから、ほぼ50万円相当がコロナ対策として、また今年も使われるということだということが分かりました。

それから、向上等事業の、今2044とおっしゃったのがよく分からないんですけど、予算書には6174って書いてあるんですね。2044って、どこに2044って書いとるの。総務費の保育環境向上等事業が617万4,000円とあって、このお金が今の話の周匝のトイレ洋式とベビーバスの、142万円ってこと、142万って。

○委員長（光成良充君） うん。

○委員（原田素代君） は、これが617万4,000円に入っているってこと。ちょっと下の修繕料と混乱してます、ごめんなさい。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 予算書で21ページの保育環境向上等事業の617万4000円、こちらは予算説明資料でいいますと、7ページの一般管理費の1167万4000円の中に入っております、1167万4000円の内訳は、ここの私立保育園、こども園とコロナ対策補助金が、もう少し細かく言いましょうか、私立保育園は全部50万円なので、その11園で550万円。

それと、保育環境向上等事業につきましては、1園当たりが102万9000円、102万9,000円というのが国庫の上限になります。これを既に要望を取っております、6施設が手を挙げられる予定になっておりますので、これが617万4000円という数字になります。その合計が1167万4000円。それが全て私立保育園向きの補正予算になります。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） その下の修繕料についての説明は、フローリングになるというのは、この明細はどこにあるんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（和田美紀子君） はい。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） その下の修繕料というのは、予算書の21ページの修繕料の194万4000円……。

○委員（原田素代君） 194万4000円、はい、はい。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 先ほど私が周匝保育園を説明しました、トイレとベビーバス、ゼロ歳児用のユニットの修繕と、それから1つめくっていただきまして、説明資料では9ページの仁美保育園52万4000円、こちらを足していただくと194万4000円になります。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 予算については、何を目的に幾らかかるっていうことが、せっかく説明資料があるので、もうちょっと分かりやすく記載をしていただきたいと思います。要するに、この金額の内訳がどうなっていて、それで何を目的にどこを修繕するのかっていうのがきちんと分かってないと、ふうんで飛ばしちゃうんですね。きちんとそこは、せっかく説明資料があるので、もうちょっと上の民間についての修繕は6施設の希望があって、それが617万4000円だと。その下の修繕料は公立だから、それが仁美の幾つかの改善のために194万4000円要るんだと、そういうふうに理解したらいいんですか。もう一度、最終的に。

○委員長（光成良充君） ちょっといいですか。原田委員、先ほどおっしゃった説明資料の説明、主なもののところにもうちょっと詳しく記載をしていただきたいというお話を……。

○委員（原田素代君） 詳しいっていうか、飛ぶようなことではないほうがいいとっていて……。

○委員長（光成良充君） 8月23日でしたっけ、全員協議会のほうだったと思うんですが、ここの説明書きに対しては、法令に対して問題があるんじゃないかということで、書き方がこのように変わったという認識が……。

○委員（原田素代君） その結果なんですか。

○委員長（光成良充君） はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 議員としては、要するに明細が分からないまま通しちゃうっていうことになりますよね。

○委員長（光成良充君） なので、この場で聞いていただければいいんです。

記載については、この形でしかも記載ができないというふうに執行部のほうから以前説明がありましたので、これになります。

○委員（原田素代君） 承知しています。分かりました。

じゃあ、もう一回確認しますけど……。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 総務費のほうのこの金額は、それぞれのコロナ対策1園50万円と、あとは向上のために6施設が手を挙げたから、600万円の民間の改善のための費用、その下の施設費は、公的な保育園の修繕料がこの194万4000円になってますと、そういう説明だと理解したらいいんですか。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） おっしゃるとおりになっております。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） 分かりました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 今の21ページに入るかどうか分からないんですが、コロナ対策補助金、保育士や学童保育の処遇改善の分が、あれが9月まであって、あと10月からの見通しというんか、その分はこれらの予算とは、どういうふうになっていますでしょうか。

○子育て支援課長（和田美紀子君） はい。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 制度ができた当初にそのように発表してあったかと思うんですが、処遇改善については、10月からは運営費そのものに上乗せをして、公定価格っていいんですけど、お支払いをするようになっていきます。ちょっと現時点では予算上足りていると考えておりますので、補正予算としては組んでおりませんが、もう少し精査をして、12月なり、3月に各園幾ら実際出されたか、上限ももちろん制度上決まってるんですが、運営費上必要であれば補正させていただきますが、現時点では今当初に組んでいる園にお支払いする、別の金額ですね、処遇改善の補助金としてはもう出しませんので、こちらで今回補正は必要ないと一旦考えております。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） もう一つ、言葉の確認になっちゃうんですけど、処遇改善っていうお金は、国からはもう出ませんというふうに理解したらいいんですか、9月までで。当初予算は9月までしか組んでないんですよね。っていうか、9月までというとおかしいけど、9月までの計算式で金額が出てきてますよね。今のお答えだと、もうないというふうに理解したらいいんですか。

○子育て支援課長（和田美紀子君） はい。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） もともと処遇を改善しなさい、しかも恒常的にしなさいという条件だったと思います。それが昨年度末に急に決まりまして、一旦は補助金でお出しするという形になってます。保育園でしたら、処遇改善のアップ分というのは公定価格のほうに乗って、運営費で払うようになります。ごめんなさい、児童クラブがちょっと制度がはっきりないんですけど、もちろんこの部分にお支払いすることはお支払いしますし、市に国庫補助は、国庫の補助金として9月分まで出せば、その分、国庫補助で入ってきますので、児童クラブ分はもしかしたら、ちょっとごめんなさい、ここで補正を組んでないので、はっきり確認できないんですが、アップ分に関しての国の支援策というのがありますので、それぞれのところでお支払いいただいた分に対して、市がまたお支払いはします。

○委員（原田素代君） ちょっと言葉の問題はすごく大事でね、要するに手当はつかないっておっしゃったから、もうないというふうに理解していいのかなっていうのを、そこを再度確認……。

○子育て支援課長（和田美紀子君） ちょっと資料を持ってきてないので、ごめんなさい。

○委員（原田素代君） 分かりました。じゃあ、改めて。

○委員長（光成良充君） いいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） ないようですので、これで保健福祉部関係の事業についての質疑を終わります。

すいません、ここで、15分まで休憩をさせていただきます。

午前11時9分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に教育委員会関係の事業について質疑はありますか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 説明資料で10ページになりますが、体育施設費が、このたび赤坂ファミリー公園テニスコートの改修ということで8,950万円という金額が計上されております。私、知り合いのテニスをやっている人に聞いたら、大体テニスコートっていうのが1面250万円で、4面で1,000万円ぐらいだっただけ聞いたんですよ。オムニの1面で250万円ぐらいで、4面で1,000万円ぐらい。赤坂は4面しかないんですけど、8,000万円っていう金額が、そりゃあ何かとてつもないコートに変わるのかなあと試してみたり、ちょっとこの積算があまりにも、当然過疎債が来るということで少し多めに取ったのかなとも思いつつ、聞いたら250万円ぐらいが、4面で1,000万円ぐらいで、あといろいろやっても2,000万円かなあと。8,000万円という金額がどうやって出てきたんだっていう話を聞いたんですけど、ちょっとそこの説明をお願いします。

○社会教育課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○社会教育課長（西崎雅彦君） ありがとうございます。

今回の赤坂ファミリー公園テニスコートの改修につきましては、委員おっしゃられるとおりテニスコート4面の人工芝の張り替え、それから照明関係の改修ということになっております。人工芝の詳細については把握していませんけれども、そんなにぜいたくなと思いますか、規格外の人工芝ではございませんので、一般的な人工芝の張り替えということで約4,000万円ぐらい。照明と半々ぐらいの割合で計上されているということでございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） すいません、張り替え4,000万円、照明4,000万円で、8,000万円ですってということですか。

○社会教育課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○社会教育課長（西崎雅彦君） はい、そのとおりです。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） この見積りっていうのは、設計施工監理委託者から言われた見積りですか。それとも、教育委員会のほうが従前の実績に基づいて出された見積りですか。

○社会教育課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○社会教育課長（西崎雅彦君） この改修工事につきましては、実は令和2年度に設計を一旦行っております。令和3年度の工事に向けて準備をしていたわけですが、過疎地域の見直しということで先送りしております。このたび過疎地域の過疎債の見込みが立ちましたので、ここで補正をさせていただいているわけですが、その2年度時点の設計の中で工事費がこれぐらいの金額ということで積算をされております。

以上です。

○委員（原田素代君） いや、私が聞いているのは、教育委員会本体が積算して出したのか、委託した業者さんがこうですよって言ってきたのかの確認を。

○社会教育課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○社会教育課長（西崎雅彦君） 令和2年度に業者に設計をしていただいた積算金額でございます。

○委員（原田素代君） 教えてください、1面が大体250万円ぐらいだよ、オムニはって聞いたんですけど、その人はかなり詳しい人なんですよ。8,000万円はあり得ないだろうっていう話をされたので、それは過疎債を使うという意味では、かなり制約も緩いんだろうとは思いますが、ちょっとあまりにも金額が大きいので、もう一度ちょっとそこは、もうこれ、まだですよ、委託もまだ決定してませんよね、これからですよ。設計委託。

○社会教育課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○社会教育課長（西崎雅彦君） 今回の補正で、実は委託料420万円の中に設計の見直しというものも含まれております。こちらにつきましては、令和2年度で設計をしておりますので、その当時の単価、それから使用材料につきましても現行のもの、そういった見直しも含まれておりますので、ここで精査をして、改めてこれから設計並びに施工監理は発注という形になります。

以上です。

○委員（原田素代君） いや、だから2年前の設計委託を見直すっていうことは、一般論としては安くはならないわけですよ、この御時世だから、様々な資材が。見直しをするという前

提でこの8,900万円を入れている、4,000万円、4,000万円を入れているってことなので、ちょっとこれは私、もう一度、このまま通しちゃっていいのかなって、すごい不安があるんですけど、どうでしょうかね。過去の実績の、例えば赤坂オムニや、熊山オムニや、もうほとんど赤磐はオムニなんですよ。それぞれの実績、幾らだったのかっていうのを、今日でなくていいので、調べていただいて、ちょっと額が異常じゃないかという指摘を今受けているので、過去の実績と全く違いますけど、それにしても何かそういうよりどころがないと比較のしようがないので、そこをちょっと調べていただいていいですかね。

○社会教育課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○社会教育課長（西崎雅彦君） しっかり精査をしてみます。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） そのテニスの件で、山陽やいろいろたくさんありますよね。人工芝で今回されるんだけど、やっぱりこれからは人工芝でいくんですか。山陽の場合は、テニスの人工芝はあまりないような気が。どういうふうな考えで今回こういうふうに見積りをされたんかな。どんなんでしょう。

○社会教育課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○社会教育課長（西崎雅彦君） 赤磐市内のテニスコートにつきましては、赤坂、それからふれあい公園、熊山、吉井、4か所ございますが、こちらはいずれも砂入りの人工芝でございますので、そのまんま改修につきましても人工芝でという形で考えております。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 分かりました。また同じような状況なんですね。そしたら、もう例がいろいろあるんで、過去のそういう金額的なものはある程度出してもらわんと、今意見が出されてるんで、納得できるような説明が要ると思います。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わります。

続きまして、事業の進捗状況について執行部から説明をお願いいたします。

○市民生活部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 杉原部長。

○市民生活部長（杉原洋二君） それでは、市民生活部、事業の進捗状況について、協働推進課、環境課、それぞれ担当課長より説明をさせていただきます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） それでは、市民生活部資料 2 ページを御覧ください。

令和 5 年度市民活動実践モデル事業の募集についての御案内でございます。

令和 5 年度の市民活動実践モデル事業の提案募集について説明させていただきます。

赤磐市では、地域の活性化、協働のまちづくりを進めるため、市民活動実践モデル事業を平成 28 年度から実施しております。

事業には、市民提案型事業と行政提案型事業がありまして、令和 5 年度に向けまして行政から提案する事業は、下の点線の枠の中にあります移住・定住推進施策、それから持続可能な循環型のまちづくりの 2 点でございます。

3 ページに応募資格や、対象となる、ならない事業、補助金の額などを掲載しておりますので、御確認いただければと思います。お知り合いのグループがおられましたら、御紹介していただければと思います。

続きまして、市民生活部資料 4 ページを御覧ください。

第 3 回赤磐市男女共同参画セミナーのお知らせでございます。

令和 4 年 10 月 22 日土曜日、13 時 30 分から赤磐市中央公民館視聴覚室におきまして、岡山県立大学の小畑千晴先生をお呼びいたしまして、「人と人との繋がり方～対人トラブルの予防に向けて～」と題しまして、セミナーを開催いたします。

以上でございます。

○環境課長（安藤伸一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 安藤課長。

○環境課長（安藤伸一君） それでは、環境課から(2)事業の進捗状況について報告いたします。

資料は、市民生活部の 1 ページをお願いします。

環境課の①地区環境整備活動に伴う土砂処分についてです。

以前から地域の清掃活動等により発生した土砂の処分につきましては、区長会から継続して要望が上がっております。現状としましては、環境衛生補助金を活用するなどにより、地区で処理していただくようお願いしておりますが、この土砂処分について市で実施することを検討しております。来年度の予算化を検討していることをここで報告させていただきます。

次に、②スズメバチ等駆除費補助金について執行状況を報告いたします。

本年度から実施しておりますスズメバチ等の巣の駆除費に対する補助金ですけれども、8 月末現在で申請件数 45 件、申請額 22 万 9,000 円となっております。これまでの申請件数から見込みますと、9 月の取りまとめにより予定しておりました事業費 25 万円に達することが確実となっております。今後の申請による不足分につきましては、12 月補正等により対応したいと考え

ておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、③災害廃棄物仮置場設置訓練についてです。

岡山県、赤磐市、岡山県産業廃棄物協会が合同で実施する災害廃棄物仮置場設置訓練の日程が決まりましたので報告いたします。日時は、令和4年10月27日木曜日の10時30分から15時まで、場所は山陽浄化センターとなっております。訓練は、仮置場の設置、運営、管理などを実地に行います。また、詳細につきましては各議員宛てに御案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

事業の進捗状況について、環境課からの報告は以上です。

○委員長（光成良充君） 続きまして、保健福祉部から事業の進捗状況について説明をお願いいたします。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 保健福祉部からは、健康増進課より2点ありますのでよろしくお願ひします。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 保健福祉部資料の1ページをお願いいたします。

(1)新型コロナワクチン接種についてです。

まず、小児、5歳から11歳の接種についてですが、政省令改正により努力義務が適用され、3回目接種が予防接種法に位置づけられました。接種間隔は、2回目接種から5か月経過した人です。開始は9月6日からです。

次に、オミクロン株対応ワクチンの接種についてですが、予防接種法に基づく特例臨時接種として位置づけ、対象者は2回接種を完了した12歳以上の全ての人です。接種間隔は、前回の接種から5か月経過した人です。しかし、現在、国において年内に新ワクチンの接種が完了するよう間隔を短縮する方向で検討されていますので、今後5か月が変更されるのではないかと思います。ワクチンの種類は、オミクロン株BA.1と従来株に対応した2価ワクチンで、ファイザー社とモデルナ社のワクチンを使用いたします。接種時期ですが、本日付の政省令が施行される予定ですので、決定いたしましたら県で統一して実施していくことになります。

また、接種券につきましては、対象者には順次送付いたしますが、3回目または4回目接種を受けず、まだお手元にある人はその券を使って接種できます。また、紛失した場合は再発行が可能です。

市民の皆様には、このことを含め、オミクロン株対応ワクチンについてのお知らせを世帯主の方宛てにはがきを送付して周知する予定としております。

続きまして、2番、集団けんしん事業業務につきまして、8月8日に行いました公募型プロ

ポータルを選定結果を御報告いたします。

1者の応募があり、岡山済生会総合病院に決まりました。

以上、健康増進課から進捗状況について御報告いたします。

○委員長（光成良充君） 続きまして、教育委員会からお願いいたします。

○教育次長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 有馬次長。

○教育次長（有馬唯常君） それでは、教育委員会に関係いたします事業の進捗状況について、それぞれ所属長のほうより御説明申し上げます。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） それでは、令和4年度全国学力・学習状況調査結果について報告いたします。

その前に、まず最初に1点、資料の訂正をお願いいたします。

資料2ページの全国学力調査の結果で、「平均正答率（標準スコア）」と示されてるところですけれども、「（標準スコア）」の部分を削除いただきたいと思います。2か所ございます。よろしくをお願いします。

それでは、全国学力・学習状況調査ですが、令和4年4月19日火曜日に実施をいたしました。小学校6年及び中学校3年生で実施をし、国語と算数、数学、それから理科の調査を行いました。学習状況調査として質問紙調査も実施しております。

それでは、資料2ページを御覧いただけたらと思います。

2ページを中心に説明をいたします。

それでは、2ページの上段のほうですが、赤磐市教育振興基本計画に示した項目の結果について御説明いたします。

授業の内容がよく分かれると答えた割合は、小6で80.2%、それから中3で81%でございました。最終目標の令和6年度の80%を超えているという状況でございます。特に中3の肯定率が高くなっているという状況でございました。

次に、学力調査結果でございますが、小中とも全ての教科で全国平均正答率を下回っているという状況でございます。中学校3年生では、全国平均正答率と比較し、4ポイント程度低くなっているという状況でございます。

また、資料3ページの上段にありますように、同一団体の経年変化におきましても、現在の中3ですけれども、小学校6年生時よりも中学校3年生時に標準スコアのほう下がった結果となっております。

先ほど御説明しました、授業が分かるという肯定率が上がっているにもかかわらず、経年変化の伸びが見られなかったということからも、さらなる授業改善が必要だというふうに考えて

おります。

ただ、分野や領域というように細かい部分で分析をしますと、実は改善されている内容もございました。例えば3ページの下段のほうにありますように、国語においては、以前から課題であった、書くことに改善が見られるというふうな状況がございました。この課題を克服するための改善の取組が進んだ結果と考えております。ただ、今回の結果の中で、読むことにも課題が見られているということから、またこの読むことを意識した授業改善が必要だと考えているところでございます。

この結果を詳細に分析することで、焦点化した取組を進めて、改善を進めていこうというふうに思っております。

続いてまた、資料2に戻ります。

資料2の下段のところの全国学力・学習状況調査、非認知系項目についての御説明です。

5つ、質問項目を上げておりますけれども、御覧いただいたとおり、ほとんどの項目で全国平均を上回る、または大きく上回るという状況がございました。

赤磐市の子供たちは、自己肯定感が高く、学校生活を含め、前向きに様々なことに取り組んでいるという状況だというふうに考えます。これらの非認知能力を育成することは、学力向上につながるというふうに研究のほうでも示されておりますので、この非認知能力を高めるということが、この先行き不透明な世の中を生き抜く、生きる力を育てることにもつながると考えております。さらに今後も非認知能力を育成する取組を積極的に進めていくことを考えております。

今回の改善点や課題点を基に、市教委として、また施策や取組を進めて、子供たちの学力や、それから非認知能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○社会教育課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○社会教育課長（西崎雅彦君） 続きまして、社会教育課から2点、御報告をさせていただきます。

資料の9ページをお願いいたします。

まず、2022スポレクフェステ赤磐の開催についてです。

日時は令和4年10月9日日曜日、午前9時から山陽ふれあい公園を会場として開催予定でございます。このスポレクフェステは、2017年以来の開催となり、現在のコロナ禍での開催となりますので、前回より規模を縮小して、しっかりと感染対策を講じての開催に向け、準備を進めております。

次に、吉井B&G海洋センターの改修工事についてでございます。

工事期間は、令和4年8月18日から令和5年1月31日を予定しております。この工事期間

中、施設の使用制限といたしまして、プールを9月1日から年内、アリーナにつきましては10月20日から年内の予定でございます。御利用者の皆様の安全を第一に工事を進めてまいります。

社会教育課からは以上でございます。

○中央公民館長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場館長。

○中央公民館長（馬場弘祥君） 中央公民館からは、同じく資料9ページ、公民館まつりについてお知らせします。

昨年度はコロナの影響により全館にて中止としましたが、今年度は10月の開催予定でした高月、吉井公民館は中止としていますが、11月5日、6日開催予定の中央公民館以降の各館の公民館まつりは実施予定です。飲食を伴わない展示と舞台発表のみの形で計画をしております。

以上、中央公民館からの報告を終わります。

○委員長（光成良充君） 執行部のほうから事業の進捗状況について説明がございました。

委員の皆様から質疑はございますか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 保健福祉部のワクチンの接種のことについてお尋ねしますが、1ページのところに5歳から11歳、小児の接種について、予防接種法、努力義務に基づいて取り組んでいるということですが、せんだっての議会での赤磐市議会での請願が採択されて、子供たちに対するワクチン接種の案内は一斉ではなく、個別で希望者が申し出て受けてもらうように変更してほしいという請願が議会では採択されました。それに基づいて、市としてはどういう御配慮をいらっしゃるのか、確認します。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） その件については承知しておりますが、現在、第7波で子供の感染者が大変増えているという状況があります。それについて、それを重視いたしまして、努力義務にはなりましたが、当然強制ではありませんので、しっかり保護者の方にはデメリット、メリットを考えていただくということで、今までどおり接種券はまず送付することは変わりなく行っておりますが、同じようにしっかり考えていただくための資料は十分お渡しをしながら、考えていただくようにしております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 議会で議決をした請願ですから、当然尊重していただくのは当たり前

のことだと思んですが、この間の一般質問で金谷議員の御質問に対して、市長も7波ですからねと、大変なんですとおっしゃってました。ただ、5歳から11歳のお子さん、確かに感染されるんですが、圧倒的に無症状か、軽いんですよ。子供たちにとって、このコロナのワクチンのほうこそ非常にリスクが高いと言われてます。そこがあって、ああいう請願が出てるので、今課長さんのお話ではゆっくり検討していただく資料は入れてるということですが、やはり議会でのそういう採択に対する配慮が当然私はあるべきだと思っています。それについて市長の御見解をお尋ねしたい。

○委員長（光成良充君） では、答弁を求めます。

友實市長。

○市長（友實武則君） 私の見解をということですけども、私はもちろん請願が採択されたということは認識した上でございまして、今の感染者の傾向を見ますと、先ほど委員の案内にもありましたように、子供の感染者が圧倒的に多いという事実は間違いございません。そういったところから、あくまでも保護者の方、子供の意思、そういったものを尊重できるような文言を加えながら接種券の配布というのは、他の市町村あるいは岡山県全体の状況を見ながら、その接種券の配布というのは実施していくということでやらせていただいております。大事なのは、やはり保護者の意思で決めていただくということ、それに意思を発揮するために情報提供をきちんと行うということがとても重要ということで、実施させていただいております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 1つだけ、苦言を言わせていただきますけども、やはり市長のお立場でしたら、議会のそういう請願に対する対応について一言、議会に対して僕はこういうふうにも思ってるので、そういう請願は通ったけども、そういうふうにさせていただきたいという仁義は切っていただかないと、もう僕はそう思っていないからって言って、自分の思いだけで進められると、議会は置いてけぼりを食った感がありますね。っていうのが1つと、皆さんも御承知だと思うけど、岸田首相が感染したんですよ。あの人、感染する直前に4回目を打ってるんですよ。ワクチンを打ったって、なるときはなるんですよ。ただ、メディアは何て言うかって、だからおかげで深刻にならなかったと、軽く済んだと。果たして、そうでしょうか。

今、コロナワクチンで、かなりの子供たちを含めて死んでる。重症な副作用も来てる。そういうことはメディアはあまり表に出しませんけれど、やはりそういうことを配慮した形で請願も出されたし、それを議会が付度して、そういうふうに通したわけですから、やっぱりその点は十分に議論も必要だし、ただ一方通行で、議会は議会、僕は僕っていうのでは困ると。そこだけは申し上げておきます。

以上です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（光成良充君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 教育委員会の資料の2ページなんですけど、この上の表、令和4年度の実績、国語と算数があるんですが、発表されてるのは国語、算数、理科なんですけど、これ両方とも小学校も中学校も理科が入ってないっていうのは、これ悪さ加減が余計に目立つから入れてないのか。普通3つ発表されたら、3つ表に入れるのが普通だと思うんですが、その理由を教えてください。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） ここに国語と算数と入れさせていただいてますのは、赤磐市教育振興基本計画で示されている目標は、この国語と算数のみということとさせていただいております。理科、それから英語もそうなんですけども、これは毎年ございませんので、3年に1度程度で進んでいるということで、ここには入っていないということでございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、ないようですので、これで事業の進捗状況については質疑を終了いたします。

続きまして、その他について執行部のほうから説明をお願いいたします。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 資料はございませんが、10月から後期高齢者の保険証の窓口の負担割合が変わった、1割、2割、3割と記載されたものを再度送らせていただいておりますという御報告だけさせていただきます。

以上です。

○委員長（光成良充君） ほかはなかったんですね。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） こちら、資料はございません。9月9日に政府が追加策を決定しました住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり5万円給付するということにつきまして、今月にも予備費の支出を決定する方針が出されているため、準備を始めたところです。予定金額としては2億3,000万円程度で、現在、議会にもお願いをしているところです。あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 健康増進課のほうも先ほど進捗状況について御説明しましたとおり、オミクロン株対応ワクチンの接種が特例臨時接種として位置づけられましたことを受け、接種体制確保に係る事業費の補正が必要となります。9月定例議会に追加上程をお願いしたいと考え、調整させていただいております。補正額は1億4,000万円程度です。

なお、今までと同様、必要な費用は国が全額負担することとされております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

他にございませんから、委員のほうから何かその他でございましたらお願いいたします。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 赤磐市の不適切疑いの随意契約99件という教育委員会の件で質問をいたします。

我々には8月23日の全員協議会のときに、この結果だけをお知らせいただきました。実際には、恐らく4月に第三者委員会に諮問をかけられてるはずなんですけれども、この厚生文教常任委員会は4月、5月、6月、7月、8月と、5回常任委員会を実施してるにもかかわらず、一切の報告もなしに、いきなり8月23日に結果だけお知らせいただいたんですが、この隠蔽体質に対して何か御意見をいただきたいと思えます。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

どなたが答えられますか。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） 今、御指摘の質問をいただいた件でございますが、隠蔽というような体質のものではないと捉えております。赤磐市の中で起こっております全体的な、そういった随意契約、そういったものを調査して、明確になったものを御報告というような形で、特定の1つずつの、3常任ありますが、それぞれのということではなく、全体的な中で調査をし、分かったことといったことを全体的に御報告をさせていただいているというように御理解をお願いいたします。

○委員長（光成良充君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） まず、4月に第三者委員会で諮問されたのであれば、なぜ諮問しましたよという報告がこの常任委員会でないんでしょう。

もう一回言いますね。4月、5月、6月、7月、8月と、5回の厚生常任委員会があったにもかかわらず、一切の報告がなかったのはなぜですか。

○委員長（光成良充君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） 先ほどと繰り返しになりますが、途中経過というわけにはいきませんので、全体的なこと、はっきり最終のことが分かっての御報告というような形を取らせていただきました。

以上です。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（光成良充君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） そういうことが隠蔽体質って、もう判断されるんですよ、市民から。だから、これからもしこういうことがあったら、第三者委員会に諮問しましたよって一言言えればいいんじゃないでしょうか。これからぜひ、そうしていただければと思います。

以上、結構です。

○委員長（光成良充君） いいですか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 関連ですけど、今回の調査というのが、コンプライアンス条例に基づいておやりになったという報告があったのと、公益通報を受けましたという報告がありました。今、永徳委員がおっしゃったけども、公益通報があった事案だということですよ。っていうことは、何かしらの瑕疵や、何かしらのトラブルがあったことを公益通報されて、誰かから。それで、市は慌てて、調査させてくださいと言って、調査をされたんだと思うんです。そのことについて、まずこういう公益通報があったっていうことも含めて、やっぱり委員会では共有されるべきですよ、当然。私の立場ですから、もうこれ以上言いませんけど、今回のこの扱いは本当にひどいと思います、私も。突然、報告書を読めとって分厚いものをもらって、そこで質疑も何もできません、読んでないから。

だから、このことは委員長にぜひお願いしたいんですけども、きちんとてんまつを委員会に、終わった後でもしようがないから、報告をしていただくように私はお願いしたいというのが一つです。

○委員（永徳省二君） 同意。

○委員（原田素代君） それについてどうでしょうか。誰に聞けばいいのか分かんないけど。

すいません、じゃあ。

○委員長（光成良充君） はい、どうぞ。

○委員（原田素代君） 要するに、委員会としてですよ。総意でそれを求めるかどうかだと思っただけですよ。要らないって人がいれば、それはしようがないんですけど、ただやっぱりこういう問題は、委員会をないがしろにして、結局法的には何の問題もない。だけど、こんな瑕疵があった、こんな未熟さがあったって報告書なわけで、法的に問題がなかったって言うのはどういうことですか。何が未熟で、何を今後していけばいいんですかっていうことは、ちゃんと市が結果として出したものについて委員会が共有してなければ、今後何かあったとき

に、何か以前あったけど、あれはどうなったんだろうかっていう、さっきのテニスコートと同じで、以前と比較したらどうなったんだっていうことが私たちは学べないわけですから、やっぱり委員会として、ここで総意が出ればですけど、ぜひそれを求めていただけたらと思うんですが、諮っていただけませんか。

○委員長（光成良充君） どう聞きゃいいか。だから、今、執行部のほうからは、第三者委員会での精査をされての報告がございました。その内容について、これからまた調べていくっていうことをここで話をするんですか。

○委員（原田素代君） てんまつを報告していただきたい。

○委員長（光成良充君） てんまつは、この間報告されたのがてんまつですよ。

○委員（原田素代君） 報告じゃないですよ。文書を配っただけですね。あれを報告とは言いません。ちゃんと文書を基に、こういう経緯で、こういう公益通報があつて、それでそれに基づいてこういう委員会を設けて、それに基づいてこういう結果が出ました、この結果に基づいて、こういう改善をしました、そこが大事じゃないですか。

○委員長（光成良充君） それは、あのとき有馬次長のほうから報告をされてますが、
されましたよね、有馬次長。

○教育次長（有馬唯常君） 先般、報告書を基に、私と総務部長のほうで御説明申し上げたとおりでございます。

○委員（原田素代君） ありましたか。

○委員長（光成良充君） はい。

○委員（原田素代君） 私、記憶がないけど。どういう説明をされたのかな。質疑はしたよね、ちゃんと解決しなきゃ駄目でしょうねって。

○委員長（光成良充君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） そしたら、質問しますので。

まず、内部通報がいつあったのか、それに対して市のコンプライアンス委員会、第三者組織がいつ立ち上がったのか、それだけでも教えてください。

○委員長（光成良充君） 有馬次長。

○教育次長（有馬唯常君） コンプライアンス委員会の部分につきましては、ちょっと私ども、審査を受けたような形ですので、具体的な日にちについては申し上げることができません。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） 総務ですから。

○委員（永徳省二君） 調べてください。

○委員長（光成良充君） 入矢部長がいないですから。

○委員（原田素代君） 部長がいないと答えられないかもしれない。じゃあ、また。

○委員長（光成良充君） 書類自体は皆様のほうにお配りをしていただいていると思います、執行部のほうから。それに基づいて、その話をしたいというのであれば……。

○委員（原田素代君） いや、聞きたいです。話をしたいじゃなくて。

○委員長（光成良充君） 永徳委員、どうぞ。

○委員（永徳省二君） 今ここに、手元に資料があるんですけど、この中には、いつ内部通報があったのか、いつ第三者委員会が立ち上がったのか、書いてません。調査方法とか、件数とか、諮問が何件とか、結果がどうか、再発防止ということしか書いてません。したがって、今もお話ししたように、いつ内部通報があったのか、第三者委員会がいつ立ち上がったのかという経緯なんか、一切ここには書いてない。教えてください。

○委員長（光成良充君） ちょっと私の考えというか、思ってるのは、この第三者委員会の設置は教育委員会ではなく、総務部のほうで設置をされているので、この第三者委員会の中っていうのは、厚生文教では話ができないのかなという考えがあります。調べを受けたほうは教育委員会なので、調べた内容のほうについては、教育委員会は分かると思うんですけど、調べられたほうは教育委員会で、調べたほうは総務なので、総務の管轄の総務常任委員会での話になってくるのかなと思うんですけど。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） そしたら、教育委員会にお尋ねします。

第三者委員会からの誰から、いつ、どんな質問があったんでしょうか。

○委員長（光成良充君） すぐ答えられますか。

○委員（原田素代君） ちょっと日を取ったらどうですか、さっき私が申し上げたように、ここではちょっとできないので。

○委員（永徳省二君） ちゃんと教えてください。

○委員長（光成良充君） 今、分かる範囲で答えていただければいいと思いますが、お答えいただいってから、ちょっとその先の話を見せてもらいます。

○教育次長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 有馬次長。

○教育次長（有馬唯常君） 第三者委員会の誰から、いつ、どんなと御質問をいただきました。第三者委員会でのやり取りの全てについては、ちょっと教育委員会のほうで把握できておりませんので、ただいまの御質問については答弁をしかねます。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 調べて教えてください。いつ、誰からどんな質問が、当然時系列で全部教えてください。

○委員長（光成良充君） その部分について教えていただくっていうのもあるんですけど

も、今回の調査された内容につきましては、皆さんのほうに、お手元に調査結果っていうのがお配りされております。それを基にお話をされると思うんですけど、来月も厚生文教常任委員会を予定しておりますので、それまでに皆さんのほうで精査していただいて、質問等があるのであれば、事前に分かるのであれば、出していただいたほうが執行部のほうもお答えするにはいいのかなと思いますので、一般質問の通告制ではございませんが、できるだけそういうのをしていただいて、執行部も答えやすいように、当日になってこんなん出て、ちょっと調べないと分かんないって、またここ熊山に来ておりますので、教育委員会はまだ中央公民館のほうでございますから、資料を捜すというわけにもいかないんで、できればそういう形を取らせていただきたいと思いますが、いかがですか。

執行部のほうはよろしいでしょうか。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） 執行部のほう、そのような流れであれば、対応させていただきますので。

○委員長（光成良充君） では、後で言おうと思っていたんですけども、10月は厚生文教常任委員会を13日に予定しておりますので、カレンダーがないから分かんないんですけど、できれば1週間前ぐらいまでにはそういうのを聞きたい、こんなことを聞きたいんで、ちょっと調べておいてくださいっていうのが分かれば、出していただければ。これって、委員長宛てに出して、僕から出すようになるんですかね。個別に出すようにはならないですよ。

では、事務局のほうに提出していただいて、私のほうから執行部のほうに、こういう質問がありますのでお答えをお願いしますっていうのを連絡させていただいて、委員会のほうでお答えいただくという形を取らせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 今、私が聞いた分はどうするんですか。

○委員長（光成良充君） それは、一緒につけてください。

○委員（永徳省二君） また出せと。

○委員長（光成良充君） はい。

○委員（永徳省二君） 委員会の中で発言したんですけど、答えてくださいって言ったんですけど、もう一回出すんですか。

○委員長（光成良充君） そう。今答えられないって言われたんで、今すぐには。ちょっと調べていただかないといけない部分があるんで、できれば……。

○委員（永徳省二君） それは分かってます、分かってますよ。既に委員会の中で発言してるんですけど、もう一回書けということなんですか。

○委員長（光成良充君） はい。そのほうがよろしいと思います。

ほかはございますか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 前回は申し上げたことなんですけど、民生委員さんの在り方の問題で、今、市民の方がちょっとトラブルを抱えてらっしゃいます。町内会の役員会の中で、総会の中で、その方に対して、あんた横領罪じゃないかっていう発言を發したのは、民生委員さんだったそうです。この方は、全く根も葉もない、要するに暴言、卑語で、名誉毀損で闘おうと思って頑張ってるんですけど、私、ここに民生委員法っていうのをちょっと捜しました。もう74年も前にできてる古い法律なんですけど、この中に、第15条にこうあるんですね。民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分または門地によって差別的または優先的な取扱いをすることなく、かつその処理は実情に即して合理的にこれを行わなければならない。民生委員の責務が、15条にこのようにうたってあるんですが、その方はいわゆる地域の総会の中で、皆さんの前でその方を、おまえは横領罪をしたと言って指弾したということなんです。

その前の11条に、こういうふうに書いてあるんですね。民生委員が下記に該当する場合において、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基づいて、これを解嘱することができる。要するに、民生委員として資質を疑われるようなことがあったら解嘱しなさいと書いてあります。3つあります。職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合。2番、職務を怠り、または職務上の義務に違反した場合。3番、民生委員たるにふさわしくない非行のあった場合。これ、2番と3番がかかるんですよ。

大衆の面前で、あんた横領罪じゃなあって言ったという民生委員さんの問題を、大変このことを軽々しく扱っていただきたくないと。民生委員たるもの、そういうことを平気で人権を侵害するようなことを言ったことに対して謝罪もなければ、何の説明もないということで、その当事者の方は弁護士と相談されて今対策を打ってますが、これに対して県や国に、厚労省や県にいろいろ問合せされたそうです。その結果を赤磐市では原田課長さんに報告されたそうです。そのとき原田課長さんは何とおっしゃったかっていったら、それが何かって。それが何かかってお答えになった。愕然としたとおっしゃってます。市民ですよ。市民が困ってて、県や国にいろいろ問合せをして、こういうふうに言われてますって伝えたら、赤磐市の担当は、それが何かって聞きますか。あまりにも人を食ったような、そんな対応をされて、もう本当に膝から崩れ落ちたって言っていました。

だから、まずこの法律に基づいてどう対応するのかっていうことは、赤磐市が持ち上げてるわけですよ、県や国に、この人を推薦しますと。そこから国が認めた民生委員ですから、だから国や県に言っても、地元で問題があるということになったら上げてくださいという返事だっ

たと。国も、国から手を突っ込んで赤磐市にはこれないし、県も赤磐市に手は突っ込めない。赤磐市自身がこの委員法に基づいて、そういうシチュエーションでその事実があったかどうかの調査をして、この第11条に適さない対応や発言があったとなれば、解嘱しなきゃいけないんですよ。それは原田課長もよく分かってらっしゃるはずなんです。にもかかわらず、市民がそういうふうに申し出ても、それが何かっていう意味は、どういう意味でそういう発言をされたのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○市長（友實武則君） はい、ちょっと……。

○委員（原田素代君） いや、私は本人に聞きたい。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） ちょっと委員長に相談があるんですが、暫時休憩を入れていただけませんか。

○委員長（光成良充君） ここで、暫時休憩いたします。

午後0時6分 休憩

午後0時11分 再開

○委員長（光成良充君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど原田委員のほうから、民生委員の方の話がございましたが、原田委員のほうは今、先ほど係争中って言われましたか。

○委員（原田素代君） まだ裁判には至ってないですよ。

○委員長（光成良充君） ということになりますと、ちょっとこの裁判になってくると、いろいろしゃべれないことが出てくると思うんで、この裁判の行方を見守ってから、また話をさせていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） まだ裁判には至ってないですから、今、御回答をいただきたいと思います。市として、今回の事案に対してどういう見解をお持ちかということをお尋ねしてるので、それについてお答えください。

○委員長（光成良充君） 原田委員、係争をしてるかどうかっていうのは、私も分かんないんですけど、原田委員はされてないっていうふうに言われた……。

○委員（原田素代君） はい、言ってます。

○委員長（光成良充君） なんですけど、その予定があるのであれば、係争するというのを考えられてるといふのがあれば、裁判で話を聞いて、結果、市のほうからまた見解を求められてもいいのかなと思うんで、ちょっと見守っていただくということではできませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 委員長、どうしてそういうふうにお考えなんでしょうか。要するに、裁判のあるなしの問題は、今まさに係争中なら別ですけども、御本人もそれは覚悟をして今取り組んでらっしゃいますけど、問題はそういう市の、ここで民生委員法に対してどういう理解をしてるのか。要するに、義務、本来こうしなきゃいけない、だけどころこういうことがあった、こういうことがあったら、これは解嘱に値すると、民生委員法であるんですよ。これについて市としては、その状況を調査をし、その当事者の方に聞いたり、発言した方に聞いたり、調査をして、結果として解嘱に当たるか、当たらないかを判断するのは、市の責務ですよ。裁判の責務じゃないですよ。市の責務を放棄するってことじゃないですか、委員長、今の理屈でいったら。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。原田委員が言われることは分かるんですけども、民生委員法に対しての見解って言うならば、それだけに対しての言葉なら、多分答えはできるとは思いますが、今回この民生委員の暴言がどうのこうのっていう話につきましては、言われた御本人もいらっしゃることもあって、その方がこの場での市長なり、担当課長からの話をお伺いしたいというふうなものとは、僕は思えないんです。

○委員（原田素代君） 意味が分からない。

○委員長（光成良充君） いやいや、だから原田委員はそういうふうにも市長なり、原田課長に対して見解を求められてるっていうのは分かるんですけど、それを当事者がここで答えを求められているのかなと。

○委員（原田素代君） 求められてるから、私は求められたように言ってるんです。分かりました、担当委員会ですから、そしたら当事者の方や、当事者っていうか、課長さんや市長さんにお聞きしときますと。この民生委員法に基づけば、そういう判断になるんで、まず調査をされて、その結果をどう判断するかっていうことを市がやらないと、県や国はやれませんか。そういう法律のうたってですから、それを求めてるんです。それは、当事者も求めてらっしゃる。

○委員長（光成良充君） すぐここで答えを出すことではなく、10月の委員会での結果報告では駄目ですか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） さっきの事案と全然違って、これは。

○委員長（光成良充君） はい。

○委員（原田素代君） 民生委員法っていうのが、もう現にあって、事案がはっきりしてて、それについて原田課長は詳しく聞いてらっしゃると聞いてます。その方は、こういう状況の中で、こういうふうに言われて、こういうふうにも人権を侵害されてると。こういう民生委員をほ

っといういいんですかと。民生委員って、そういう立場の人じゃないんじゃないですかって訴えてらっしゃるのは、原田課長、よくお聞きになってらっしゃる。その上で、じゃあ民生委員法に基づいて、市はどうするんですかってことですから、それを10月まで待たなくても、原田課長はよく知ってらっしゃるから、市長にも恐らく報・連・相をされてらっしゃるはずだから、副市長にも、だから分かってらっしゃるはずですよ。何で10月まで延ばす必要があるんですか。普通だったら、問題が起きたら調査をして、事実を解明して解決にいくんでしょ。スピーディーに現場主義でやっていただかないと困ります。

○委員長（光成良充君） 分かりますよ、それは。なので、しっかり調査をしていただいた上で、10月13日ですから……。

○委員（原田素代君） 調査をするって言っているのか。

○委員長（光成良充君） いや、だから原田委員が今言われた、その内容についての話は原田課長が聞いてると言うんならば、その部分を原田課長がちゃんと見解を示さないといけないうておっしゃるんでしょ。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） ならば、今すぐではなく、10月13日にありますから、もう半月ぐらいです。それまで待つていただければ、ありがたいなというお願いでございますが、いかがですか。

○委員（原田素代君） それは、委員長がそういうふうに友實市長に頼まれたわけですね。

○委員長（光成良充君） いいえ、頼まれてません。

○委員（原田素代君） じゃあ、別にいいじゃないですか。市長はお答えになる気満々でしょう。

○委員長（光成良充君） いや、ないと思います。

○委員（原田素代君） 見えてますけどね。

○委員長（光成良充君） 見えてない。それは見えてないです。違いますから。

○委員（原田素代君） だったら、市長に求めます。

○委員長（光成良充君） なので、ちょっと預けていただきたい。僕からのお願い。

○委員（原田素代君） 分かりました。じゃあ、次の委員会のときに、このことも宿題として御回答いただくということでお願いをさせていただきます。

○委員長（光成良充君） はい、ありがとうございます。

○委員（原田素代君） 私は質問書を出す必要はないですね。

○委員長（光成良充君） ないです。

ほかはございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） ちょっと12時を過ぎているんですけども、1つ、私のほうからお

話をさせていただきたい部分がございます。

決算委員会、決算審査特別委員会の中で、福木副委員長のほうから敬老会事業についてのお話がありました。町内会長経験者は、私の知ってる限り、ここに4人おるんですけども、敬老会事業の地区敬老会っていう部分ですけども、これ、地区で行う敬老会事業に対して、75歳以上の方に1人に対して2,000円の助成を行うことっていうふうになってますけど、この75歳以上の方に2,000円を渡す事業ではないっていう認識をさせていただきたい。事業を行うのに予算とか金額を設定するために、75歳以上の方は何人います、それで掛ける2,000円をして、その事業費として合わせて出しているということだと思うんですよ、赤磐市の事業は。

おとといも各地区では敬老事業をされて、コロナ禍っていうんがありますから、去年、おとしは会を催さずに、商品券をお配りしたとかということもございますが、それ以前は結構なところで敬老会を催されて、皆で集まってお話をしてとかという、楽しい時を過ごしていただくという、これが本来、敬老会事業の趣旨だと私は理解してるんですけども、多分友實市長や担当されてる原田課長もそういう見解でされてるんだと思うんです。

この間、福木副委員長が、この敬老会事業について、2,000円もらってないから、その人がもらえない、それを市に指導しなさいっていうようなことを言われたじゃないですか。

その部分について、金額掛ける人数の部分、市からは地区に出されます。出されたお金については、地区が管理をして敬老会事業をするなりするんですから、町内会に入っていない方に対して、それができるのかどうかっていうことを、優しい区であれば、町内会に入っていないけど、あなたは敬老なんで出しますよってところもあるやろうし、それでないところは、敬老会事業をするから、そのお金はそれに使います、町内会に入っていないとか、区に入っていない方に対しては、それはできませんよっていうのが当然だと私は思ってますから、その部分について市民の方から私も相談は受けたことがあります。もらえんのかっていう方がいらっしゃったから、こういう事業なので、区に入っていない方に対しては、それは多分町内会からは出ないでしょっていうのをお話しさせていただいて、ああ、そういうことなのねっていう。2,000円が欲しいがために、町内会費3,600円払うて入るとかというのも、それはプラス・マイナスで考えれば損かも分かんないですけども、町内会になるべく入ってくださいという話はさせていただいて、こういうことをしてるんですよっていう、いろいろ集まっていたらいいと思う、そういう話をさせていただいた。だから、この厚生文教常任委員会の人としては、市の事業なので、この事業はどういったものかというのは正しく理解をしていただいて、相談を受けたときには、こういう事業なので、こういうふうになってますよっていう説明をしていただきたいなと思って、この間、福木副委員長が言われたのは、どういった趣旨だったのか、ちょっと僕も理解できないんですけども、その部分についてちょっと皆さんにお話をさせていただきたいなと思って、ちょっとお話をしました。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 市のやり方は、そういうことをやっています。だから、市は地区に出して、敬老の行事をされてるんですよ、そういう趣旨は私、説明します。だけど、現実には75歳以上の方には、本来は町内会に入ろうが、入るまいが、これは私の意見ですよ、長寿の方に対してそういう全員にやっぱし敬老事業、そういうことで長寿をお祝いするというのが私は筋だと思います。だから、市は、地区にというふうに言われて、地区に任されてるけど、やっぱりそれはおかしいんじゃないかと、私の意見はそう思っています。

だけど、現にもう町内会に入ってる人には、もう全然されてないという現状があって、常にその人はおかしい、おかしいと、長寿を祝ってもらえないと、おかしいんじゃないかという声を私は聞きます。だから、常に私はその意見を言います。だけど、市としてはそういう計算をされて、地区に出されてるんですよということは説明せざるを得ないです、今の現状では。

○委員長（光成良充君） ですよ、はい、はい。

○副委員長（福木京子君） だけど、私は納得はしておりませんが、それには。

○委員長（光成良充君） だから、すいません、あのとき決算委員会の中で、福木副委員長が机をたたいて怒られたので、あれ、何でとか思いながら、ちょっとみんなで共通の認識は厚生会の委員会の中では、敬老会事業に対して、大きな事業でもありますので、その分についてはみんなで共通の認識を持っていただきたいなというのがありました。

今後、コロナもあるんですけども、高齢者に対しての敬うとかという部分があれば、やっぱり商品券を配るだけではなく、地区に集まっていただいて、高齢者との集いというか、歓談をしながらの行事をもっと増やしていただければなと、私は思ってるんですけども、そういうのが増えれば、もっと高齢者とのお話ができるようになるし、その部分について広がっていけばいいのかなと思ってるので、市もただ商品券を配るだけの事業ならば、市もお金のばらまきって言われることになっていけなくて、それは取りやめていくようになってくるのかなと思うので、できれば高齢者のためにも催しを開いていただいての敬老会事業というふうにしていきたいと思っておりますので、皆さんも機会があれば、そういうような地区でのお話をしていただければと思いますので、御協力していただければと思います。

私のほうからは以上です。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 私は、あくまでもそういうふうと言われるんだったら、考えが違いますので、常にこの件はそういう実態、お年寄りにされてないことについては、毎年主張します。検討してほしいということは主張します。納得はいたしません。

○委員長（光成良充君） ということでございます。

ほかには皆さんから何かございますか。

原田委員。

○委員（原田素代君） えげつないことをしてるんだと思うんですよ、市は。住民自治と言いながら、自治会に入らないと排除するという発想は、まさにこれは市として、要するに委任事務を自治会に全部押しつけて、やってもらってやれやれと。そこに入ってくれる人、入ってくれない人はそこで切ると。年を取って75歳以上になったら、ああ、あんたは入ってないからもらえないのよ、ざまあ見ろって話ですよ。だから、私はある意味、福木副委員長と同じ。私もずっとおかしいってやり取りはしてきて、最終的に今委員長が言ったように、そういう事業ですって言われたから、ああ、もうそういうふうに事業なんだと思いました。思いましたけど、これはやっぱりどう考えたって、憲法の性格上、全て平等に高齢者は敬われるべきだし、高齢者としてそういう行政がやることに入っていないからあげない、入ってるからあげるというやり方は、これは市の詭弁だし、市の都合です。私は、非常によくないやり方だと思ってます。

委員長が今おっしゃったように、イベントをすればって言ったって、これだって入っていない人は来れないんですよ、呼ばれないから。そういう意味では、本来は自治会、区というものに対して、市があまりに何やかんや期待をして、仕事を投げるもんだから、そのぐらいのことでお金で相殺しましょうと、御苦労さんと。だから、敬老の意味じゃないんですよ。自治会の役員さんに対してのありがとうなんですよ。だから、敬老の人は、何で同じ年で、同じ市民で、同じ税金を払ってるのに、入ってないだけで俺は排除かと。だから、そもそものうったてがおかしいと私は思ってます。ということだけお伝えしときます。

○委員長（光成良充君） 市が2,000円出すから、敬老事業をなさいよっていう事業じゃないと僕は思ってます。各町内会、地区が、敬老会っていう高齢者に対して敬う事業をされるんならば、してください、それに対して1人2,000円相当の補助金をつけます。75歳以上が100人おられるんなら、20万円を補助しますから、その範囲内でされれば、それは20万円補助しますからどうぞと。それ以上は町内会で払ってくださいよっていう事業なので、市がうったてで、2,000円あげるからどうぞじゃないと僕は思ってますから。

○委員（原田素代君） でも、今、市の事業だって説明したじゃない。

○委員長（光成良充君） 市の事業ですよ。市のお金なんですから、市の事業になりますけど……。

○委員（原田素代君） 町内会の事業ですよ。

○委員長（光成良充君） はい。こういうお金があります、町内会でその事業をされるんならば、市はお金を補助しますよってということなんで、市がお金をあげるからやりなさいっていうんじゃないですよ。

○委員（原田素代君） それは、問題にしてません。

○委員長（光成良充君） なので、1人に対して2,000円がどうのこうのってというのは、おか

しいんじゃないんですよ。

○副委員長（福木京子君） いいですか。

○委員長（光成良充君） はい、どうぞ。

○副委員長（福木京子君） 意見が平行します、これは。ずっと時間がかかります。だから、もうこれは、市の行事はそういう今委員長が言われたような事業ですよというのは、もう聞きました。だけど、そのやり方はおかしいんじゃないですかというのは、常に私は言いますよと。ほんで、意見は言います。これはもうしょうがないです、意見が分かれとんで。

○委員長（光成良充君） です。

○委員（原田素代君） ほかに何か決算で議論がありましたか、特段報告が必要な。ないですか。

○委員長（光成良充君） 特に私のほうはございませんが。

○委員（原田素代君） はい、分かりました。

○委員長（光成良充君） 本日、委員会中にちょっと不適切な発言等があった部分がございますので、すいません、後ほど確認させていただいて、私のほうで削除させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員（原田素代君） 確認をされたら、どうぞ。

○委員長（光成良充君） はい。確認して、不適切だったなというのが分かれば、削除させていただきます。

もうないですね。12時半になっておりますんで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、ないようですので、以上をもちまして厚生文教常任委員会を閉会させていただきたいと思えます。

閉会に当たりまして、土井原教育長より御挨拶をお願いいたします。

○教育長（土井原康文君） 失礼いたします。

本日の常任委員会におきましては、様々な案件につきまして慎重な審査、また熱心に御協議いただきましてありがとうございました。

次回の委員会に向けての宿題もいただいているようでございます。本日の会を今後の事業執行にも生かしていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

○委員長（光成良充君） ありがとうございました。

皆様方、本日は長時間にわたりまして大変お疲れさまでございました。

これで本日の委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後0時31分 閉会